

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 2 年(2020 年)12 月 20 日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 12 月の主な発刊書籍一覧 (私法部門)
4. 12 月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例 INDEX) * 「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在する場合における借主による充当の指定のない一部弁済は,特段の事情のない限り,上記各元本債務について消滅時効を中断する効力を有すると判示(令和 2 年 12 月 15 日最高裁)

【2】夜間暗い抜け道を走行していた X 運転の本件自動車は道路脇の農業用水路に転落した自損事故により,X が自動車保険の保険者 Y に対し保険金等の支払を求めた事案事故を X の故意と認定し請求を棄却し原判決を取消し Y に保険金支払いを命じた事案(平成 31 年 3 月 19 日大阪高裁)

【3】被告法人運営の保育所に入所中の幼児が園庭にある遊具に頸部を挟まれ死亡した事故で幼児の両親が園長と保育士らの過失を主張し損害賠償を請求した事案で,被告法人には組織体として過失があるとして 16,305,430 円の支払を命じた(令和 2 年 1 月 28 日高松地裁)

【4】弁護士甲及び乙が Y に対し X の被相続人(夫)と Y との貸金返還債務の不存在の確認を求めたところ Y は X の甲乙への訴訟委任の事実はないとして却下を求めた事案で,X が甲乙に訴訟を委任したとは認められないとして訴えを却下した事案(令和 1 年 10 月 1 日京都地裁)

【5】元夫 X と元妻 Y1 は合意の上医療法人 Y2 経営のクリニックに受精卵を冷凍保存していたが,夫婦が別居中,Y1 が X の意思確認のないまま融解胚移植を行い子を出産したことにつき,X がした損害賠償請求につき,Y1 の違法のみ認め 880 万円の支払を命じた事案(令和 2 年 3 月 12 日大阪地裁)

【6】証券会社 X は差押命令を受け,Y の依頼により Z の口座から振替株式を売却し Y に代金振込んだが,民事執行法の債譲渡命令によらない無断売買をであると Z の主張を受けこれを買戻したため,Y に代金の返還等を求めたところ,X の請求を一部認容された事例(令和 2 年 3 月 18 日東京地裁)

【7】損害保険会社 X は Y 社の過失で損害を受けた被保険者 A 社の損害賠償請求権を代位行使した事案で,Y 社は喪失利益と収益減少防止費用及び収益減少防止費用のなかでも損害項目ごとに保険代位が定まるべきと Y 社の主張を排斥された事案(令和 2 年 6 月 29 日東京地裁)

(商事法)

【8】①オリンパス社が金融資産の損失計上を避けるために講じた各行為につき取締役らへの損害賠償請求,②違法行為の疑惑を指摘した代表取締役 A を解職し不祥事を隠蔽し同社の信用を失墜させたことへの損害賠償請求につき,②の請求についてのみ一部認容した事案(令和 1 年 5 月 16 日東京高裁)

(知的財産)

【9】特許権者である控訴人が,被告製品の本件ホームアプリは本件発明の技術的範囲に属さないとした原判決を不服として本件控訴を提起したが,本件発明の技術的範囲に属するものと認めることはできないとして控訴を棄却した事例(令和 2 年 11 月 25 日知財高裁)

【10】特許異議の申立てにおいて新規事項の追加に当たるとして本件訂正を認めず特許を取り消した本件取消決定に対して,その決定の取り消しを求めた事案であって,本件訂正を認めなかった本件決定の判断には誤りがあるとして決定を取消した事例(令和 2 年 12 月 3 日知財高裁)

【11】被告は,キューピーの絵図,文字の組み合わせからな登録商標を取得していたが,原告は本件商標につき特許庁が無効審判の不成立の審決をしたため本件審決の取消を求めた訴訟で,旧商標法 2 条 1 項 1 号所定の商標には該当しないとして請求が棄却された事案(令和 2 年 12 月 9 日知財高裁)

(刑事法)

【12】被害者を殺害後、あたかも被害者の囑託により殺害したように装い警察に通報した被告人について、被告の申告は虚偽で、自己の犯罪事実を申告したものとは言えず、刑法 42 条 1 項の自首は成立しないとして上告を棄却した事例(令和 2 年 12 月 7 日最高裁)

【13】被告人は傷害致死の単独犯として起訴されたがの公判段階で共同正犯との択一的訴因が追加され原審は単独犯と共同正犯の択一的認定による傷害致死を認めた。本判決は択一的にせよ被告人が単独で暴行を加えたとの事実が証明されていないとして原審判決を破棄し差戻した(平成 30 年 11 月 15 日東京高裁)

【14】児童相談所に一時保護されていた少年が児童相談所職員に暴行し傷害を負わせた事案。原決定は少年を第一種少年院に収容すべきとしたが、本決定は、原決定は矯正教育以外の処遇が困難であることの見極めが不十分として、原決定の処分が著しく不当と判断して差戻した(平成 30 年 12 月 20 日東京高裁)

【15】警察官が所持品検査として公道で被告人のパンツを脱がせたり、令状請求の疎明資料に覚醒剤を隠匿していたため腰回りの所持品検査を拒否したと裁判官に誤解させる記載をしており令状主義の精神を没却する重大な違法があるとして原判決を破棄し被告を無罪とした(令和 1 年 7 月 16 日東京高裁)

【16】被告人は交際相手の子 AB に暴行し傷害を負わせ (①②)、別の日 A に脳実質損傷等の傷害を負わせた (③)として懲役 3 年の実刑に処された。弁護人は③の傷害は行っていない等として控訴、本判決は③の事実認定は不合理として無罪とし①②について懲役 1 年 6 月、執行猶予 4 年を言い渡した(令和 2 年 11 月 5 日東京高裁)

【17】被告人は低血圧により度々めまいを起こし、医師、家族から車の運転をやめるように再三注意されていたにも関わらず車を運転して事故を起こし、2 名を死傷させた。原判決は被告を無罪としたが、本判決は、身勝手な判断に基づく一方的な過失として禁固 3 年とした(令和 2 年 11 月 25 日東京高裁)

【18】刑事収容施設法 121 条に基づき職員を立ち会わせてはならない旨の行訴法 37 条の 5 第 2 項に基づく仮の差止め決定がなされたにもかかわらず、東京拘置所長が行訴法の規定を把握しておらず決定に従わなかったことは違法として国に損害賠償の支払いを命じた事例(平成 30 年 9 月 19 日東京地裁)

【19】無期懲役刑で服役中の X が Y(国)に対し刑務所長が行った X による雑誌等の宅下申請を許さなかった措置 2 件の他合計 55 件の違法行為があったとして慰謝料 30 万円等を請求した事案。本判決は上記 2 件につき同所長の措置は違法として慰謝料 2000 円の支払いを命じた(令和 2 年 5 月 13 日仙台地裁)

(公法)

【20】普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、その性質や議員活動への制約の程度に照らし、専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきとはいえないとして、司法審査の対象となると判例変更した事例(令和 2 年 11 月 25 日最高裁)

(社会法)

【21】土木工事業者 A の代表取締役である被告人は指名競争入札に際し、他社と談合し A が工事を落札。原判決は被告人に積極的受注意が無く公正な価格を害する目的はないとして無罪としたが、本判決は公正な価格を害する目的があったとして罰金 100 万円を科した(令和 2 年 9 月 16 日東京高裁)

【22】まつげエクステ専門店を営む原告の元従業員 A が同業の他店に勤務後原告の顧客情報を不正に取得使用したとして A 及びその関係者らに損害賠償を請求した事案。原告店舗の顧客カルテの管理状況などから、顧客の施術履歴は営業秘密と認められないとして原告の請求を棄却した(令和 2 年 11 月 17 日東京地裁)

(その他)

【23】公認会計士協会の設置する品質管理委員会が基準不適合事実があるとして公認会計士 X らを上場会社監査事務所名簿への登録を認めない旨の決定をしたため、X らが当該決定の開示差止を求めた事案において、開示差止を認めた原審の判断に違法があるとされた事例(令和 2 年 11 月 27 日最高裁)

【24】Y の父 A から本件建物を買受けた会社 X が Y に本件居室の明渡等を求めたが、本判決は X が占有者のいる不動産を買い受け明渡し後に転売する取引を 50 回以上行い(弁護士法違反)、今回も Y の法律生活上の利益に対する弊害を無視したもの等として権利の濫用だとして X の請求を棄却(平成 31 年 4 月 9 日熊本地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最三判令和 2 年 12 月 15 日 裁判所 HP

令和 2 年(受)第 887 号 貸金返還請求事件(その他)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/896/089896_hanrei.pdf

(裁判要旨)

同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在する場合における借主による充当の指定のない一部弁済は、特段の事情のない限り、上記各元本債務について消滅時効を中断する効力を有する

(理由)

上記の場合、借主は、自らが契約当事者となっている数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在することを認識しているのが通常であり、弁済の際にその弁済を充当すべき債務を指定することができるのであって、借主が弁済を充当すべき債務を指定することなく弁済をすることは、特段の事情のない限り、上記各元本債務の全てについて、その存在を知っている旨を表示するものと解されるからである。

(2) 大阪高判平成 31 年 3 月 19 日 判例時報 2458 号 61 頁

平成 30 年(ネ)第 1888 号 保険金等請求控訴事件 取消・請求認容(上告受理申立て<上告不受理>)

本件は、夜間暗い抜け道を走行していた X 運転の本件自動車は道路脇の農業用水路に転落し全損となった自損事故により、X が締結した自動車保険の保険者 Y に対し、保険金等の支払を求めた事案である。

原判決は、本件事故は X により故意に招致されたと認めることができるとして請求を棄却したが、本判決は、X が事故直前に約 30 万円の費用を投じて本件自動車の修理をしていたこと、事故直後に 198 万円を投じて代替自動車を購入したこと、事故後も 45 か月にわたり本件自動車のローン残額を完済したこと等から故意に事故を起こしたとするには疑問の余地があり、シートベルト装着の有無に関し嘘をついた、整備された明るい道路があるのに暗い抜け道を走行した等の事実から故意招致を推認すべきではないとして、Y に対し車両保険金の支払を命じた。

(3) 高松地判令和 2 年 1 月 28 日 判例タイムズ 1477 号 178 頁

平成 29 年(ワ)第 482 号 損害賠償請求事件(一部認容, 確定)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/235/089235_hanrei.pdf

被告法人運営の保育所に入所中の F(当時 3 歳)は、園庭にある雲梯の V 字開口部に頸部を挟まれ、10 分後に保育士に発見され救急搬送されたが死亡した。原告ら(F の両親 AB)は、①危険性を有する雲梯を設置した被告法人の過失、②適切な監視体制を構築せず雲梯の V 字開口部分の危険を除去しなかった園長 C の過失、③担任保育士 D、事故当時園庭で保育に当たっていた保育士 K の動向把握義務違反の過失を主張し、CD に対し民法 709 条、被告法人に対し同 715 条 1 項、709 条、415 条に基づき損害賠償を求めた。国土交通省の指針及び(社)日本公園施設業協会の基準では、開口角度 55 度ないし 60 度未満の上向き V 字型開口部がある遊具は設けてはならないところ、本件雲梯は 44.38 度でわずかに上向き V 字型であった。

本判決は、②C は園長として遊具の危険性について他の保育士に比べより注意深く観察すべき立場にあり、より注意深く観察すれば本件雲梯の事故は予見可能であったが、C は園長就任後 12 日目であり、全国的に類似の事故事例の報告がなかったこと等からも予見は著しく困難として予見義務を否定し、監視体制も適切であったとし、③D は他の保育士に担当園児の見守りを委ねることで足り、K も雲梯の方を気に掛けるなどしており動静把握義務違反はないとしたが、①被告法人ないしは C 以前の園長は雲梯の危険性を認識し得、また、認識すべきであったにもかかわらず雲梯の危険を解消することなく放置した点につき、被告法人には組織体として過失があるとし、原告 A に対し 15, 152, 691 円、原告 B に対し 16, 305, 430 円の支払を認めた。

(4) 京都地判令和元年 10 月 1 日 判例タイムズ 1477 号 191 頁

平成 31 年(ワ)第 840 号 債務不存在確認等請求事件(訴え却下, 控訴)

X から訴訟委任を受けた弁護士甲及び乙が、Y に対し、X の被相続人(夫)亡 A と Y との間の金銭消費貸借契約に基づく X の Y に対する貸金返還債務の不存在の確認を求めたところ、Y は、X の甲乙に対する訴訟委任の事実はなく不適法であるとし却下を求めた。本判決は、X が同内容の訴訟を提起した後、X 本人が裁判所に来て取り下げているながら、再度、同一の訴訟物について本件訴訟を提起していることから、X の甲乙への訴訟委任の事実を慎重に検討すべきであるとした上で、本件委任状がいつ X 本人の意思を確認したものなのか、その際、X との間でどのような会話がなされた

のかといった点について立証する確な証拠がない中で、亡Aの子であるD及びCの陳述書のみでXがCに代署する権限を与えていたと認めることはできないとし、甲乙が提出する音声データについても、呼吸音やうなり声としか聞こえないものも多く、反訳書に記載されたような発声がされたものとは認められず、判断能力を有しているかも判然とせず、会話がされた日とCD-Rの作成日付が一致しないことからすれば会話が録音後に加工された可能性もあるとし、Xが甲乙に本件訴訟の提起・追行を委任したとは認められないとし、訴えを却下した。

(5)大阪地判令和2年3月12日 判例時報2459号3頁

平成29年(ワ)第12214号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/492/089492_hanrei.pdf

元妻(Y1)との間で婚姻中の2014年に対外受精を行うことを合意し、医療法人(Y2)が開設し不妊治療を専門とする本件クリニックにおいて受精卵を凍結保存することにした元夫(X)が、元妻が別居中の2015年4月に元夫の意思を確認しないまま融解胚移植を行い2016年に子を出産したことにより自己決定権を侵害されたと主張し(2017年に離婚)、元妻、医療法人及びその理事長かつ本件クリニックの院長(Y3)に対し、共同不法行為に基づき2000万円及び遅延損害金の支払いを求めた事案。

裁判所は、Y1が「融解胚移植に関する同意書」にXの署名をした2015年4月20日時点においてXは移植に同意していなかったと認められること、Y1も同時点においてXが同意していないことを認識していたか容易に認識し得たことから、Xの自己決定権を侵害したと判示し、Y1に対し880万円の支払を命じた。Y2及びY3の責任については、署名の体裁につきXの従前の署名と異なることが容易に判明するものではなく、学会の見解においても同意書への署名以外に本人に直接電話をかけるなどしてその同意を確認することまでを推奨してはならず、本件の取扱いが不妊治療についての医療水準として不相当なものとはいえない、として、その責任を否定し、請求を棄却した。

(6)東京地判令和2年3月18日 金法2051号67頁

平成29年(ワ)第10583号 不当利得返還等請求事件〔一部認容,一部棄却〕

補助参加人Zが取引口座を開設していた証券会社であるXは、Zが同口座に保有していた振替株式について、YがZに対する債務名義の正本に基づき申し立てた民事執行規則150条の3第1項所定の振替社債等差押命令を受け、Yから、依頼書をもって上記振替株式の売却および売却代金の振込の依頼をされて、同規則150条の7第1項1号所定の振替社債等譲渡命令または同項2号所定の振替社債等売却命令によることなく、上記振替株式を売却し、売却代金等をYの指定口座に振り込んで支払ったが、Zから譲渡命令等によらない無断売買であるとして上記株式の引渡しを求められたことから、これを買戻すなどして現金を支出した。本件は、XがYに対し、(1)主位的には、不当利得返還請求権に基づき、本件振込に係る代金の返還およびこれに対する法定利息の支払を求めるとともに、本件依頼が違法であると主張して、不法行為による損害賠償請求に基づき、本件買戻しに係る費用等から本件振込に係る代金を控除した残額等3億8538万8937円の損害賠償を求め、(2)予備的には、本件依頼の違法を理由とする不法行為による損害賠償請求権に基づき、同額の損害賠償を求めた事案である。

本判決は、主位的請求について、Xは、民事執行手続上、本件株式についての売却命令を受けておらず、Yも、本件株式についてその換価のために法令上必要とされる譲渡命令等は得ておらず、Zのその余の財産を差し押さえていたわけでもないとしたうえで、Yは、本件株式やZのその余の財産をZの意思によらずに処分して、Xから本件請求債権を回収することのできる法律上の原因を有せず、また、XがZの口座を利用して本件売却や本件委託保証金を出金したとする処理をしても、その効果はZには帰属しないものと解されるので、本件振込に係る金員の出捐をしたのはXであり、Xは、Yが利得した2億5111万3183円と同額の損失を被ったと判示した。また、Yは、譲渡命令等を得ることなく、Xに対し本件株式の売却を求める本件依頼を行い、これによりXにZとの関係で無断売買に当たる本件売却をさせたものであり、以上のような本件依頼は、取立権の行使名下に、Xによる本件株式の無断売買行為を過失により教唆した点において違法であり、XはYに対し、不法行為に基づき、Xが本件買戻しにより支出した売買代金等を損害として5割の過失相殺をした後の額4964万7876円および弁護士費用相当額496万円の請求権を有すると判示した。また、予備的請求については、主位的請求中不当利得返還請求で認容しているか、主位的請求中損害賠償請求と同一の損害に係る請求であるから、さらに認容すべき部分はないとした。

(7)東京地判令和2年6月29日 金法2150号66頁

平成29年(ワ)第10970号 求償金請求事件(請求認容)

A社が発注したボイラーの耐火材の補修工事において、1次下請業者であったY社の過失により、耐火材が強度不足となる施工不良があったため、ボイラーの稼働中、水管が破裂し、蒸気が噴出するなどの事故が発生し、ボイラーは稼

働を停止した。本件は、損害保険会社である X 社が、利益担保特約付保険契約の被保険者である A 社の Y 社に対する損害賠償請求権を支払保険金額の限度で代位取得したとして、保険法 25 条 1 項に基づき、Y 社に対し、同請求権を代位行使した事案である。

本判決は、(1) 損害保険において、被保険者が、補填の対象としている損害につき保険給付を受けつつ、当該損害につき自身の取得する損害賠償請求権等(被保険債権)もさらに行使できるとすれば、損害の補填を超え、保険事故が生じたことにより利得が生じることになるが、保険法 25 条 1 項所定の保険代位制度により、このような不合理な事態の発生を防止し得ること(利得禁止の原則)、(2) 同項の法文上は、対応原則につき明示的に規定されていないものの、被保険者が、保険契約において補填の対象とされている損害につき保険給付を受けたのであれば、これに対応する被保険者債権を保険者に移転することは、被保険者の利得禁止の原則にかなうものであり、他方で、被保険者が保険給付を受けたものの、当該保険給付が保険契約において補填の対象としている損害を補填するものでないならば、補填されない部分につき、なお被保険者債権を保持したとしても利得禁止の原則に照らして問題は生じないことを主な根拠として、(3) 同条項所定の保険代位制度は、対応原則、すなわち、保険者が保険給付により代位取得できる被保険者債権は、当該保険契約が補填の対象としている損害に対応する損害にかかる債権に限られるという原則を当然の前提としているといえるのであり、また、対応の有無を検討するにあたっては、当該保険契約の目的や補填の対象とされている損害につき、約款の定めを踏まえて検討するのが相当であるなどと説示し、(4) 本件保険契約は、営業損失の一般的な補填を対象として保険給付を行う契約であり、喪失利益および収益減少防止費用は、その保険給付を達成するための計算過程で用いられるものに過ぎないといえるから、営業損失について保険給付が行われた場合は、これに対応し、被保険者債権の給付額分が保険会社に移転するのであり、喪失利益ないし収益減少防止費用という営業損失内の費目によって保険代位の範囲が制限されることはなく、まして、収益減少防止費用の費目の内訳に過ぎない損害項目につき、保険代位の範囲が制限されることもないと結論付け、喪失利益と収益減少防止費用および収益減少防止費用のなかでも損害項目ごとに分けて保険代位との対応関係が定まるべきとする Y 社の主張を排斥し、X 社の請求を全部認容した。

【商事法】

(8) 東京高判令和元年 5 月 16 日 判例時報 2459 号 17 頁

平成 29 年(ネ)第 2968 号・4331 号 取締役に対する損害賠償請求控訴, 同附帯控訴事件(一部取消, 一部変更, 一部控訴棄却(上告・上告受理申立て))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/815/088815_hanrei.pdf

①光学機械及び精密機器の製造を目的とする上場企業 X1(オリンパス株式会社)が巨額の金融資産の損失の計上を避けるために講じた各行為につき、会社法 423 条 1 項等に基づき X1 が取締役らに対し損害賠償その他の請求をし、株主 X2 がこれに共同訴訟参加し、X1 に賠償するよう請求するとともに、②違法行為の疑惑を指摘した A を代表取締役から解職する取締役会決議をして不祥事を隠蔽し、X1 の信用を失墜させたなどとして、X2 が会社法 423 条 1 項に基づき取締役らに対し X1 に損害を賠償するよう求めた事案の控訴審。

原審は東京地方裁判所平成 29 年 4 月 27 日判決

控訴審裁判所は、以下の通り判断した。

①に関し、損失分離スキームの構築維持等を行ったなど取締役の善管注意義務及び忠実義務違反は認められるが、損失分離スキームにおいてファンド等が融資を受けた銀行に対して支払った金利及びファンド運用手数料等は善管注意義務違反によって X1 が被った損害とは認められないとし、原判決の判断を是認し、X1 の控訴を棄却した。

②につき、取締役が A の疑惑追及による損失分離スキームの発覚を防ぐことを主たる目的として A の解職議案に賛成するなど A の解職に向けた一連の行動をとったことは善管注意義務・忠実義務に違反し、監査役が取締役会や監査役会にその旨報告するなどの措置を採る義務を負っていたのに何らの措置も取らなかったことは善管注意義務に違反するとし、A の解職後の X1 の株価の下落、経営混乱や迷走等を指摘する新聞報道、各種プレスリリースや第三者委員会の設置等の対応を強いられたなど、X1 には A の解職によって信用棄損による損害が生じたものであり、その損害額は民事訴訟法 248 条により 1000 万円と認定するのが相当と判示し、X1 が請求する限度で理由があったとした。

X らが、平成 19 年 4 月 1 日以降に実施した剰余金の配当及び自己株式の取得がいずれも分配可能額を超えて行われたものであると主張して、会社法 426 条 1 項に基づき取締役らに対し支払いを求めたことにつき、同請求を全面的に認めるとともに、別件訴訟において成立した和解により取締役から X1 に支払われた金額 300 万円を控除することを認めた。

有価証券報告書等の虚偽記載について X1 が支払った課徴金及び罰金相当額について、これらが取締役の善管注意義務違反による損害となることを認めた上で、当該有価証券報告書等の作成提出に関与した取締役の損害賠償責任

は認めたが、作成提出時に既に退任していた取締役については、損失分離スキームの構築維持に関する善管注意義務違反があっても、上記虚偽記載による罰金・課徴金はその後の取締役らの独立した判断・意思決定による行為の結果であって、同義務違反と同損害との因果関係は認められないとした。

【知的財産】

(9) 知財高判令和2年11月25日 裁判所 HP

令和元年(ネ)第10081号 損害賠償請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/868/089868_hanrei.pdf

特許権者である控訴人が、被告製品の本件ホームアプリは、本件発明の技術的範囲に属さないとした原判決を不服として本件控訴を提起したが、本件発明の技術的範囲に属するものと認めることはできないとして、控訴を棄却した事案。

本件発明3の特許請求の範囲の記載及び本件明細書の記載によれば、構成要件Bの「操作メニュー情報」は、「ポインタの座標位置によって実行される命令結果を利用者が理解できるように前記出力手段に表示するため」の「画像データ」であり、出力手段に表示され、利用者がその表示自体から「実行される命令結果」の内容を理解できるように構成されていることを要するものと解される。

被告製品においては、①利用者が、ショートカットアイコンをロングタッチし、ドラッグ操作をすることにより当該ショートカットアイコンを移動させ、ロングタッチした位置と当該ショートカットアイコンをドラッグしている指等のタッチパネル上の位置が約110ピクセル離れた場合に、その際のページ画面が縮小表示されるとともに、そのページ画面のページ番号に応じて、当該ページが上端ページであれば1つ下のページの一部の画像である「下ページ一部表示」のみが、下端ページであれば1つ上のページの一部の画像である「上ページ一部表示」のみが、それ以外のページであればこれらがいずれもIGZO液晶ディスプレイに表示される「縮小モード」となること、②「縮小モード」の状態では、「上ページ一部表示」が表示されているとき、利用者が当該ショートカットアイコンをドラッグしている指等及びマウスカーソルの先端の座標位置を「左上領域」又は「右上領域」のいずれかの範囲に入れたときは、上ページスクロール1又は上ページスクロール2を生じさせる命令が実行され、また、「縮小モード」の状態では、「下ページ一部表示」が表示されているとき、利用者が当該ショートカットアイコンをドラッグしている指等及びマウスカーソルの先端の座標位置を「左下領域」又は「右下領域」のいずれかの範囲に入れたときは、下ページスクロール1又は下ページスクロール2を生じさせる命令が実行される。

しかるところ、被告製品の「上ページ一部表示」及び「下ページ一部表示」は、「縮小モード」の状態では、IGZO液晶表示ディスプレイの画面上に表示される長形状上の画像データであるが、その表示には「実行される命令結果」の内容を表現し、又は連想させる文字や記号等は存在せず、利用者がその表示自体から「実行される命令結果」の内容を理解できるように構成されているものと認めることはできない。

また、利用者が、縮小モードの状態では、1つ上のページ又は1つ下のページの一部を表示した画像である「上ページ一部表示」又は「下ページ一部表示」を見て、「上ページ一部表示」又は「下ページ一部表示」までドラッグすれば、上ページ又は下ページに画面をスクロールさせることができると考え、画面をスクロールさせる操作をしたとしても、それは、表示自体から「実行される命令結果」の内容を理解するのではなく、操作の経験を通じて、画面をスクロールさせることができることを認識するにすぎないものといえる。

したがって、被告製品の「上ページ一部表示」及び「下ページ一部表示」は、利用者がその表示自体から「実行される命令結果」の内容を理解できるように構成された画像データであるものと認めることはできず、構成要件Bの「操作メニュー情報」に該当しない。

(10) 知財高判令和2年12月3日 裁判所 HP

令和元年(行ケ)第10117号 特許取消決定取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/882/089882_hanrei.pdf

特許異議の申立てにおいて新規事項の追加に当たるとして本件訂正を認めず特許を取り消した本件取消決定に対して、その決定の取り消しを求めた事案であって、本件訂正を認めなかった本件決定の判断には誤りがあるとして、決定を取消した事案。

本件決定が、本件訂正は新規事項の追加に当たるとする理由は、本件明細書等においては、駐車装置の利用者(以下「確認者」)が乗降室内の安全等を確認する位置(訂正後請求項1の「安全確認実施位置」)及びその近傍に位置する安全確認終了入力手段は、原則として乗降室内にあるものとされ、例外的に、確認者がカメラとモニタを介して安全確認を行う場合にのみ、乗降室外とすることができるものとされているにもかかわらず、訂正後請求項1においては、

確認者が直接の目視によって安全確認を行う場合にも、安全確認実施位置と安全確認終了入力手段を乗降室外とする(以下「乗降室外目視構成」)ことができることとなり、この点において、本件明細書等には記載のない事項を導入することになるというものであり、本訴における被告の主張もこれと同旨である。

ところで、訂正後請求項1の構成Bは、「前記車両の運転席側の領域の安全を人が確認する安全確認実施位置の近辺及び前記運転席側に対して前記車両の反対側の領域の安全を人が確認する安全確認実施位置の近辺のそれぞれに配置され、人による安全確認の終了が入力される複数の入力手段と、」と定めるのみであって、安全確認実施位置や安全確認終了入力手段の位置を乗降室の内とするか外とするかについては何ら定めていないから、乗降室外目視構成も含み得ることは明らかである。

そこで、本件明細書等の記載を検討してみると、たしかに、確認者が目視で安全確認を行う場合に関する実施例1,2,4においては、安全確認終了入力手段は乗降室内に設けるものとされ、確認者がカメラとモニタによって安全確認を行う実施例3においてのみ、安全確認終了入力手段を乗降室の内、外に複数設けてもよいと記載されているのであって、乗降室外目視構成を前提とした実施例の記載はない。しかしながら、これらはいくまでも実施例の記載であるから、一般的にいえば、発明の構成を実施例記載の構成に限定するものとはいえないし、本件明細書等全体を見ても、発明の構成を、実施例1~4記載の構成に限定する旨を定めたと解し得るような記載は存在しない。

他方、発明の目的・意義という観点から検討すると、安全確認実施位置や安全確認終了入力手段は、乗降室内の安全等を確認できる位置にあれば、安全確認をより確実にを行うという発明の目的・意義は達成されるはずであり、その位置を乗降室の内又は外に限定すべき理由はない。

本件訂正を認めなかった本件決定の判断には上記のとおり誤りがあり、新規性・進歩性の判断も、発明の要旨を訂正後各発明のとおり認定した上で行うべきであるから、その余の取消事由につき判断するまでもなく、本件決定を取り消すのが相当である。

(11) 知財高判令和2年12月9日 裁判所 HP

令和2年(行ケ)第10028号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/890/089890_hanrei.pdf

被告の創業者のAは、キューピーの絵図、「KEWPIE」の文字、「キューピー」の文字を組み合わせた構成からなる商標(本件商標)について、指定商品をソース等として商標登録出願をし、大正11年10月27日、本件商標の商標登録(本件商標権)を受け、その後、複数回の譲渡等を経て、被告が本件商標権を取得した。その後、原告は、本件商標について無効審判を請求したが、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

原告は、本件商標は、ローズ・オニールが創作したキューピー人形の絵図と「KEWPIE」の欧文字とその片仮名から構成されるものであって、本件商標を付した商品について、需要者は、著名な「キューピー人形」、「KEWPIE」の名称と関係があるという特定の出所を認識することにより混同を生じさせるものであるから、旧商標法2条1項11号の「商品ノ混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ」に該当する旨主張したが、本件審決は、

キューピー人形は、本件商標の出願当時、キューピー人形の創作者がローズ・オニールであることが認識されることなく、西洋文化に由来する幼児姿のキャラクターとして誰もが自由に使用できるものと理解され、全国において、キューピー人形やそれを模した絵柄や図形等が多数作成され、商品のブランド名や広告宣伝等に広く使用される状況にあったものであり、本件商標の出願時及び商標登録時において、ローズ・オニールの創作に由来するキューピー人形及びその名称の「キューピー」が自他商品識別機能ないし自他商品識別力を獲得するに至っていたものと認めることはできず、他人の業務に係る商品を表示するものとして、日本国内における需要者の間に広く認識されていたものと認めることはできないことに照らすと、本件商標をその指定商品に使用しても、これに接する需要者において、特定の他人の商品の出所との同一性の誤認を生じるおそれがあったものと認めることはできず、本件商標をその指定商品について使用しても、これに接する需要者が本件商標の構成中の図形部分や文字部分をもって特定の出所を認識することはないから、本件商標は、旧商標法2条1項11号の「商品ノ混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ」に該当しないとして、原告の請求は棄却した。

【刑事法】

(12) 最一決令和2年12月7日 裁判所 HP

令和元年(あ)第1843号 殺人, 窃盗, 住居侵入, 会社法違反被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/889/089889_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、自宅で、被害者とその囑託を受けることなく殺害した後、この事実が捜査機関に発覚する前に、囑託を受けて被害者を殺害した旨の虚偽の事実を記載したメモを遺体のそばに置いた状態で、自宅の外から警察署に電話をかけ、自宅に遺体があり、そのそばにあるメモを見れば経緯が分かる旨伝えるとともに、自宅の住所を告げ、その後、警察署において、司法警察員に対し、囑託を受けて被害者を殺害した旨の虚偽の供述をしたことが、刑法 42 条 1 項の自首にあたるかが争点とされた。

(判旨)

被告人は、囑託を受けた事実がないのに、囑託を受けて殺害したと事実を偽って申告しており、自己の犯罪事実を申告したものという事はできないから、刑法 42 条 1 項の自首は成立しない。よって、これと同旨の第 1 審判決を是認した原判決は正当であるから、上告は棄却する。

(13) 東京高判平成 30 年 11 月 15 日 判例タイムズ 1477 号 140 頁

平成 30 年(う)第 1195 号 傷害致死被告事件(破棄差戻(後差戻審有罪, 確定))

被告人は被害者の頭部等を多数回に渡り殴るなどし死亡させたが、犯行当時飲酒による複雑酩酊のため心神耗弱の状態であった。原審では、起訴当初は傷害致死の単独犯(主位的訴因)とされたが、公判段階において共同正犯との択一的訴因(予備的訴因。「単独で又は A と共謀の上」)が追加された。原審は、被告人の単独犯を排斥した上で、暴行を加えた可能性があるのは被告人と A だけであり、仮に A が暴行の一部を行ったとしても被告人との共謀に基づくものであるとし、予備的訴因のとおり単独犯と共同正犯の択一的認定による傷害致死を認め懲役 5 年とした。本判決は、被告人が単独で暴行を加えたとの事実が証明されていないのに、択一的にせよ同事実を認定するのは、証明されていない事実を認定することに帰するのであって許されないとし、原判決には事実の誤認があるとして破棄し差し戻した(差し戻し後の第一審では同時傷害致死の事実への交換的訴因変更が行われ、同事実が認定され懲役 4 年 6 月に処された)。

(14) 東京高決平成 30 年 12 月 20 日 判例時報 2457 号 146 頁

平成 30 年(く)570 号 第 1 種少年院送致決定に対する抗告申立事件(取消・差戻(確定))

児童相談所に一時保護されていた少年が児童相談所職員に対し、椅子を投げつけて身体にぶつけるなどの暴行を行い、全治約 5 日間の右腕打撲等の傷害を負わせた。

原決定は少年を第一種少年院に収容すべきと判断したが、本決定は、無抵抗な被害者に一方的に暴行を加えた悪質な態様という評価は必ずしも相当とは言えないこと、傷害結果が軽いものではないという評価は相当ではないこと、医療的措置を含む社会内処遇等の可能性が具体的に検討されていない等として、原決定は施設収容による矯正教育以外の処遇が困難であることの見極めを十分にしていないと言わざるを得ず、原決定の処分は著しく不当というべきと判断した。

(15) 東京高判令元年 7 月 16 日 タイムズ 1477 号 132 頁

平成 30 年(う)第 1849 号 覚せい剤取締法違反被告事件(破棄自判, 確定)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/897/088897_hanrei.pdf

被告人は、公道上で、所持品検査で警察官から断りなく陰部付近を触られたことから令状なく協力することを拒否したところ、警察官は違法薬物隠匿の疑いを深め、執拗にパンツの中を見せるよう要求し、被告人はズボンとパンツを膝まで下ろし、警察官らは数秒間それを見た。本判決は、令状なく意図して陰部付近の捜査を行い、プライバシーや羞恥心への配慮を欠いたまま公道上でパンツを脱ぐよう要求しパンツを脱ぐに至らせた上、これらの手続的な違法を糊塗するために、令状請求の疎明資料に、被告人は、断りなく陰部付近を触られたからではなく、腰回りに覚醒剤を隠匿していたため腰回りの所持品検査を拒否したと裁判官に誤解させるような記載をしており、一連の捜査の過程は令状主義の精神を没却する重大な違法があるとし、強制採尿手続により採取された被告人の尿の鑑定書は、重大な違法がある一連の捜査手続と密接な関連を有するものとして影響を免れず、違法収集証拠として証拠能力を否定すべきとし、原判決を破棄し無罪とした。

(16) 東京高判令和 2 年 11 月 5 日 裁判所 HP

令和元年(う)第 2234 号 傷害, 暴行被告事件(破棄自判, 懲役 1 年 6 月, 執行猶予(猶予期間 4 年), 公訴事実③につき, 無罪)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/871/089871_hanrei.pdf

(事案)

原判決は、次の各事実を認定し、被告人を懲役3年の実刑に処した。

すなわち、被告人は、道路上で、交際相手の子2名A、Bに対し、①B(7歳)を持ち上げ、植え込みの中に投げ込む暴行を加え、全治約20日間の傷害(外傷性亜脱臼、外傷性歯牙破折、外傷性下唇裂傷)を負わせ、②①と同日、同じ場所でA(7歳)に①と同様の暴行を加え、③別の日に公園内で、Aの頭部に回転性加速度減速度運動を伴う外力を加える暴行を加え、Aに全治約1か月の急性硬膜下血腫・脳浮腫及び全治不明の重度の認知機能障害、四肢体幹機能障害・嚥下機能障害の後遺症を伴う脳実質損傷の傷害を負わせた。

弁護人は、公訴事実③につき、被告人は傷害の実行行為を行っていない点、量刑不当等を理由として、控訴した。(判旨)

Aの受傷状況から、強い回転性加速度減速度運動がAに加わったという認定をした原判決の判断については、ある程度の強さの運動がAに加わったという限度でしか認められず、被告人を含むA以外の者に由来する「強い」と表現できるほどの力が加わらないと本件におけるAの受傷状態がもたらされないとまでは断定できない。従って、本件当日午後1時34分ころから午後1時41分ころまでの間に、被告人によるもの以外には考えられない強い回転性加速度減速度運動がAの頭部に加わり、故意も推認されるとする原判決の認定は前提を欠き、公訴事実③についての原判決の認定は不合理であるから、犯罪事実を認定できず、これを認めた原判決を破棄し、③については無罪とする。

量刑の理由につき、7歳の子供を持ち上げて植え込みに投げ込む行為は、無抵抗の被害者らに対し、一方的に行われた乱暴な行為であり、暴力によって子供を制御しようとする歪んだ発想によるもので、その犯情は重い。しかし、被告人の反省の態度や前科がないこと、両親が監督を誓約していることを考慮し、刑の執行を猶予し、社会内で更生を図らせることが相当であると判示した。

(17) 東京高判令和2年11月25日 裁判所HP

令和2年(う)第690号 過失運転致傷被告事件(原判決破棄、禁固3年)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/892/089892_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、低血圧により度々めまいを生じるため、医師や家族から自動車の運転をしないように注意されていたのであるから、自動車の運転を控えるべき注意義務があるのにこれを怠り、漫然同車の運転を開始した過失により、低血圧により意識障害の状態に陥り、対向進行してきたA及びBの自転車に同車を衝突させ、両者に脳挫傷の傷害を負わせ、Aを同傷害に基づく低酸素脳症により死亡させた。

原判決は、被告人に本件事故に対する予見可能性がなく、運転避止義務は存在しないとして、被告人を無罪とした。(判旨)

①被告人はめまいの症状があり、医師からゆっくり行動するように生活上の指導を受けていたことから、被告人には自動車運転中に正常な運転が困難な意識状態に陥る危険を予見できたこと、②被告人は低血圧によるめまいの症状があることを自覚していたこと、③被告人は本件事故の数日前に2度の物損事故を起こしたこと、④被告人の同居家族が、本件事故の直前に至るまで、何度となく自動車の運転を止めるよう被告人に対して注意していたこと等から、被告人には本件事故に対する予見可能性が認められる。

被告人は、低血圧を自覚していた上、家族から自動車の運転をやめるように再三注意されるなど、自動車の運転を控えるべきことに思い至る契機となる事情があったにもかかわらず、身勝手な判断に基づく一方的な過失によって落ち度のない2名の被害者を死傷させる重大な事故を起こしたものであり、被害感情も厳しい。そうすると、被告人の長男夫妻が反省と謝罪の言葉を述べており、現在施設入所中の被告人も、文書で謝罪の気持ちを明らかにしていること、被告人運転車両に付された対人賠償額無制限の任意保険により相応の賠償が見込まれるほか、保険外での見舞金の支払いを約束し、一部は支払いを済ませていることなど、被告人のために酌むべき事情を考慮しても、相当期間の実刑は免れないので、被告人を禁固3年に処する。

(18) 東京地判平成30年9月19日 判例タイムズ1477号147頁

平成29年(ワ)第21485号 損害賠償請求事件(一部認容、控訴(後変更、上告、上告受理申立[後上告棄却、上告受理申立不受理]))

死刑確定者として東京拘置所に収容されているX1及び弁護士X2は、再審請求等の打合せを目的とする面会につき刑事収容施設法121条に基づき職員を立ち会わせる措置をしてはならない旨の行訴法37条の5第2項に基づく仮の差止め決定がなされたにもかかわらず、東京拘置所長が従わなかったことは違法であるとし、国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めた。Y(国)は上記決定に対して即時抗告し、決定後も6回に渡り面会に職員を立ち会わせる措置を執る処分がされたが、裁判所から、同即時抗告には執行停止の効力はないとの指摘を受けた後は、職員の立会いのな

い面会が行われるようになった。

本判決は、上記面会はその目的からしても秘密面会の利益を有しており、上記即時抗告は執行停止の効力はなく(行訴法 37 条の 5 第 4 項, 25 条 8 項), 上記決定にもかかわらず職員を立ち会わせた処分は行訴法のみならず上記利益を侵害し国賠法上も違法になるとし、行政庁である東京拘置所長が行訴法の規定を把握していなかった上, X2 による再三の抗議にもかかわらず、同規定の確認を怠り上記処分をしたことは到底容認できず、行政庁に対する信頼を失墜させる異常な事態を生じさせたものであり、重大な過失があったとし、X1 について 13 万 2000 円, X2 について 12 万円の支払を認めた。

(19) 仙台地決令和 2 年 5 月 13 日 判例時報 2457 号 9 頁

平成 26 年(ワ)第 407 号 損害賠償請求事件(一部認容, 一部棄却(確定))

無期懲役刑で服役している X が, Y(国)に対し、刑務所長が行った X による雑誌等の宅下げの申請を許さなかった措置 2 件の外, 合計 55 件の違法行為があったとして、国家賠償法 1 条 1 項に基づき慰謝料 30 万円等を請求した事案。

本判決は、X 主張の 55 件のうち、前記 2 件について、刑事収容法 50 条各号に該当する事由が認められないにもかかわらず、「被収容者が閲覧する書籍等取扱細則の制定について」と題する達示に基づき宅下げの申請を許さないとした同署長の措置は違法であるとして、慰謝料を 2000 円の限度で認めた。

【公法】

(20) 最大判令和 2 年 11 月 25 日 裁判所 HP

平成 30 年(行ヒ)第 417 号 出席停止処分取消等請求事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/851/089851_hanrei.pdf

出席停止の懲罰は、憲法上の住民自治の原則を具現化するため、議会が行う各事項等について、議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負う公選の議員に対し、議会がその権能において科する処分であり、これが科されると、当該議員はその期間、会議及び委員会への出席が停止され、議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動を行うことができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる。このような出席停止の懲罰の性質や議員活動に対する制約の程度に照らすと、これが議員の権利行使の一時的制限にすぎないものとして、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできない旨判示して、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となると判例変更した。

【その他】

(21) 東京高判令和 2 年 9 月 16 日 裁判所 HP

令和元年(う)第 1823 号 談合被告事件(原判決破棄, 罰金 100 万円)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/799/089799_hanrei.pdf

(事案)

土木工事業である株式会社 A の代表取締役である被告人は、東京都青梅市の幹 32 号改修工事(本件工事)指名競争入札に際し、A に本件工事を落札させようと考え、A 社従業員 B, C 株式会社代表取締役 D らと共謀の上、公正な価格を害する目的で、A 以外の入札参加業者が A の入札金額を上回る金額で入札し、又は入札を辞退することにより A に本件工事を落札させる旨合意し、もって談合した。本件工事の入札の結果、A が落札した。

(原判決の判旨)

被告人に公正な価格を害する目的があったか否かの判断の中心は、被告人が本件工事を受注したいと考えていたのかという積極的な受注意思の有無によるところ、同意思はないから、公正な価格を害する目的はないとして、被告人を無罪とした。

(判旨)

①本件工事の採算性につき、A においては工事粗利益が 30%あれば最低限の利益は確保できることから、本件工事の工事粗利益として 30%以上確保できるから、本件工事は採算が見込めた。

②本件当時の A の財務状況に照らした本件工事受注の意味合いについては、本件工事を受注できれば、数年に一度の高額の売上を計上できること、被告人は A の決算が赤字になる見通しであることを認識していたこと、本件工事の売上は A の年間売上目標の 3 分の 1 程度に当たることから、A が受注する意味は大きい。

③被告人は、D に対し、本件工事を A で受注したい旨発言をした。

以上より、被告人には積極的な受注意思が認められ、A は予定価格の 10 万円単位以下の部分を削っただけの価格で

入札していることを勘案すると、被告人には、公正な自由競争で形成される価格よりも、入札施行者に不利益な価格を形成する認識、すなわち公正な価格を害する目的があったと認められる。

したがって、被告人には公正な価格を害する目的が認められないとした原判決の判断は不合理であるから、原判決は破棄する。さらに、本件は、被告人が、青梅市発注の比較的大規模な公共工事の指名競争入札に際し、指名された業者 5 社の関係者と談合したという事案であるが、入札制度を無意味にして、公共工事の入札に対する信頼を失わせるものであって犯情はよくないこと、被告人が主導して談合を行ったことに照らすと、被告人に前科前歴がないことを考慮したとしても、罰金 100 万円が相当である。

(22) 東京地判令和 2 年 11 月 17 日 裁判所 HP

平成 31 年(ワ)第 10672 号 損害賠償請求事件 不正競争 民事訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/872/089872_hanrei.pdf

本件は、まつげエクステ専門店を営む法人である原告の元従業員であった被告 A が、原告と同一市内にあるまつげエクステサロンで勤務を開始した後に原告の顧客情報を不正に取得、使用等した行為が不競法 2 条 1 項 4 号所定の不正競争行為に該当するなど主張して、原告が、被告 A・上記サロンの経営者被告 B・被告 B が経営する美容室に勤務する被告 C に対して不競法 4 条に基づき損害賠償を求めた事案である。前提事実として、被告 A は、原告従業員である D に対し、LINE を使用して、原告店舗で保管されていた顧客カルテを送信するように依頼し、D は、顧客カルテのうち、施術履歴が記載された面を写真で撮影し、その画像を LINE で被告 A に送信した(本件送信行為)。

原告店舗において、原告の従業員は、全ての顧客カルテを少なくとも就業時間中は誰でも自由に見ることができ、また、その画像は、通常業務の中で、特に上司の決裁等もなく、私用のスマートフォン等で撮影され、当該カルテを必要としない者を含む全従業員の私用のスマートフォン等に送信され、保存されていた。

ここで、顧客カルテ自体には、秘密であることを示す記載はなく、また、本件送信行為の当時、顧客カルテをつづったバインダーに秘密であることを示す記載等があったとは認められない。

原告の顧客カルテの管理マニュアルは、顧客カルテについての一定の取扱いを定めているが、これは顧客カルテ等の一般的な取扱い等を定めるものであり、顧客カルテに関する重要な事項に触れるものでもなかった。また、就業規則や入社時合意では、職務上知り得た情報の取扱いなどが定められていたが、その対象となる情報の定義は一般的のものであって、これらによって顧客カルテやその施術履歴が秘密であることが示されているとはいえないものであった。

上記のとおり、顧客カルテの客観的な利用、保存等を含めた管理の状況、顧客カルテが秘密であることを直接示す記載の欠如やそれが秘密であると認識させる事情の少なさ等の事情を総合的に考慮すると、原告店舗の顧客カルテの施術履歴は、「秘密として管理されている」(不競法 2 条 6 項)ということではできない。

以上によれば、顧客カルテの情報の一部である本件施術履歴も秘密管理性を欠くから、その余を判断するまでもなく、本件施術履歴が営業秘密であるとは認められない。したがって、本件送信行為は不正競争に該当しないから、本件送信行為についての原告の被告らに対する請求は認められない、として原告の請求は棄却された。

(23) 最二判令和 2 年 11 月 27 日 裁判所 HP

令和元年(受)第 1900 号 開示禁止処分等請求控訴, 同附帯控訴事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/873/089873_hanrei.pdf

(裁判要旨)

公認会計士協会の設置する品質管理委員会が、基準不適合事実があるとして公認会計士 X らを上場会社監査事務所名簿への登録を認めない旨の決定をしたため、X らが当該決定の開示の差止めを求めた事案において、開示の差止めを認めた原審の判断に違法があるとされた事例

(理由)

X らにつき基準不適合事実該当する事実があるか否かは、X らが実施した監査手続が、現金元帳と通帳及び領収書等との突合を監査対象期間の一部に限定して実施したこと等において、現金等に関する特別な検討を必要とするリスクに個別に対応したものであり、上記事象等による高いリスクの下で十分かつ適切な監査証拠を入手するに足りるものであったといえるか否かの点を、上記の限定の理由等を勘案して検討して判断すべきものと解するのが相当である。したがって、上記の点を検討することなく、X らにつき基準不適合事実該当する事実があるとはいえないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

(24) 熊本地判平成 31 年 4 月 9 日 判例時報 2458 号 103 頁

平成 29 年(ワ)第 619 号 建物明渡請求事件 棄却(控訴, 和解)

本件は, Y の父 A から本件建物を買受けた会社 X が, Y に対し, 所有権に基づき本件居室の明渡し及び買受日から明渡し済みまで月額 13 万円相当の賃料相当損害金の支払を求めたところ, Y は, AX 間の本件建物の売買契約は, 弁護士法 73 条に違反する無効なものであり, 明渡しを求める本件請求は権利濫用にあたるとして争った事案である。

本判決は, 不動産の売買, 仲介等を目的とする会社 X が, これまでに占有者のいる不動産を買受けた後に明渡しを実現した上で転売する取引を約 50 回以上行うなどしており, これらの行為は, 形式的には他人の権利を譲り受けて訴訟等の手段によってその権利を実行することを業とする行為(弁護士法 73 条)であるところ, 本件建物の買受も, Y の占有権限の内容について何ら調査することなく行われたものであり, Y の法律生活上の利益に対する弊害が生じることが防止されているものとはいえず, 弁護士法 73 条に違反する行為の一環として行われたものと認めるのが相当とし, 同条に違反する行為の私法的効力は抑制的に解するのが相当であるとして, 本件売買が AX 間において無効ではないとしても, X が売買契約の結果取得した本件建物の所有権に基づき本件請求を行うことは権利の濫用であるとして請求を棄却した。

【紹介済み判例】

最二判令和元年 12 月 20 日 判例時報 2458 号 109 頁

平成 30 年(あ)第 437 号 覚せい剤取締法違反被告事件(一部破棄自判, 一部上告棄却)

→法務速報 225 号 20 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/109/089109_hanrei.pdf

札幌高判令和 2 年 2 月 6 日 判例タイムズ 1477 号 48 頁

平成 30 年(ネ)第 302 号 謝罪広告等請求控訴事件(控訴棄却, 上告, 上告受理申立)

→法務速報 226 号 22 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/238/089238_hanrei.pdf

最二判令和 2 年 3 月 6 日 判例タイムズ 1477 号 30 頁

平成 31 年(受)第 6 号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

→法務速報 227 号 24 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/286/089286_hanrei.pdf

最三判令和 2 年 3 月 24 日 判例時報 2458 号 53 頁, 金法 2051 号 60 頁

平成 30 年(受)第 388 号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻, 一部却下)

→法務速報 228 号 13 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/345/089345_hanrei.pdf

最一判令和 2 年 3 月 26 日 判例時報 2458 号 3 頁

令和元年(行ヒ)第 367 号 地方自治法 251 条の 5 に基づく違法な国の関与(裁決)の取消請求事件(上告棄却)

→法務速報 228 号 14 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/411/089411_hanrei.pdf

最三判令和 2 年 4 月 7 日 判例タイムズ 1477 号 25 頁

平成 31 年(受)第 606 号 不法行為による損害賠償請求事件(一部破棄自判, 一部上告棄却)

→法務速報 228 号 10 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/456/089456_hanrei.pdf

最一決令和 2 年 4 月 16 日決定 判例時報 2457 号 5 頁

令和元年(許)第 14 号 終局決定変更申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

→法務速報 230 号 1 番にて紹介済み

最三判令和 2 年 7 月 14 日 判例タイムズ 1477 号 19 頁

平成 31 年(行ヒ)第 40 号 求償権行使懈怠違法確認等請求及び共同訴訟参加事件(一部破棄自判, 一部上告棄却, 一部

上告却下)

→法務速報 231 号 23 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/576/089576_hanrei.pdf

2. 令和 2 年（2020 年）12 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

・衆法 201 26

労働者協同組合法

・・・労働者協同組合について、設立、管理その他必要な事項等を定めた法律。

・衆法 203 4

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律

・・・特定非営利活動法人の認証の申請手続における添付書類の縦覧期間の短縮、書類の閲覧又は謄写の際の個人の住所又は居所に係る記載の部分の除外、認定特定非営利活動法人等が所轄庁に提出する書類の一部削減等について定めた法律。

・衆法 203 5

交通政策基本法及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律

・・・交通の機能の確保及び向上を図るに当たっては、人口の減少に対応しつつ地域社会の維持及び発展に寄与するものとなるようにすべきこと、国土強靱化の観点から踏まえ我が国の社会経済活動の持続可能性を確保することが重要であること等について定めた法律。

・衆法 203 6

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

・・・スポーツ振興投票の対象の多様化、スポーツ振興投票の収益の用途の拡大等を行うこと等について定めた法律。

・衆法 203 7

令和 2 年 7 月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律

・・・被災者等が自ら令和 2 年 7 月豪雨災害関連義援金を使用することができるようにするため、令和 2 年 7 月豪雨災害関連義援金について、差押えを禁止する等について定めた法律。

・参法 203 13

生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律

・・・生殖補助医療の提供等に関し、基本理念、国及び医療関係者の責務並びに国が講ずべき措置、生殖補助医療の提供を受ける者以外の者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例等を定めた法律。

・閣法 201 37

種苗法の一部を改正する法律

・・・輸出先国又は栽培地域を指定して品種登録された登録品種についての育成者権の効力に関する特例の創設、育成者権の効力が及ぶ範囲の例外を定める自家増殖に係る規定の廃止、品種登録簿に記載された登録品種の特性の位置付けの見直し、品種登録審査実施方法の充実・見直し等を定めた法律。

・閣法 201 56

平成 3 2 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律

・・・東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和3年に延期に伴って、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置期限の延長、同年における国民の祝日に関する法律の特例、法人住民税、法人事業税、所得税及び法人税の特例措置の適用期限の延長等を定めた法律。

・閣法 203 1

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律

・・・新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の実施、当該感染症に係るワクチンの製造販売業者等に生ずる損失を政府が補償することができること、検疫感染症以外の感染症について検疫法の規定を準用する期間を延長できることとすること等について定めた法律。

・閣法 203 2

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律

・・・被災者の居住の安定の確保による生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援金の支給対象となる被災世帯の範囲を拡大すること等について定めた法律。

・閣法 203 3

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

・・・郵便業務管理規程の認可基準のうち郵便物の配達日数及び送達日数に係る基準の緩和、配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲の拡大、一般信書便事業についても同様の緩和等を行うことを定めた法律。

・閣法 203 4

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

・・・違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成・保存・適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることを定めた法律。

・閣法 203 5

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

・・・人事院の国会及び内閣に対する令和2年10月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行うこと等について定めた法律。

・閣法 203 6

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定することを定めた法律。

・閣法 203 7

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の期末手当を改定することを定めた法律。

3. 12月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価（税込）

書籍名

★は後記に解説あり

大西隆司／著 新日本法規 342頁 4,510円

相続対策別 法務文例作成マニュアル-遺言書・契約書・合意書・議事録-

東京弁護士会 弁護士研修センター運営委員会／編 ぎょうせい 259頁 3,850円

弁護士専門研修講座 改正相続法の実務

藤井伸介 志和謙祐 尾崎由香 山田和哉 岡村峰子／著 日本加除出版 329頁 3,630円

ストーリーと裁判例から知る 遺言無効主張の相談を受けたときの留意点★

淵邊善彦／著 日本加除出版 265頁 3,080円

トラブル事例でわかるアライアンス契約 提携交渉から終了までのポイントと条項例

4. 12月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価（税込）

書籍名

★は後記に解説あり

薬事法規研究会／編著 ぎょうせい 234頁 2,530円

よくわかる Q&A 改正医薬品医療機器等法のポイント

アンダーソン・毛利・友常法律事務所／編 新城友哉 松本拓／編集 中央経済社 198頁 2,860円

M&A・投資における外為法の実務

日本弁護士連合会情報問題対策委員会／編 民事法研究会 414頁 4,840円

Q&A 個人情報取扱実務全書 基礎知識から利活用・トラブル対応まで

笹瀬健児／編著 山岡昌之／監修 第一法規 228頁 3,190円

依頼者の心と向き合う!事件類型別エピソードでつかむリーガルカウンセリングの手法

磯谷文明 町野 朔 水野紀子／編集代表 岩瀬 徹 久保野恵美子 柑本美和 浜田真樹藤田香織／編 有斐閣

758頁 6,820円

実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法

河合 健／編 新日本法規 328頁 4,400円

Q&A 実務家のための暗号資産入門-法務・会計・税務-

岡本健志 香川希理 川田 剛 木村裕史 斎藤悠貴 鈴木哲広 藤川 元 北條孝佳／著 民事法研究会 331頁

3,520円

クレーム対応の実務必携 Q&A—知っておくべき基礎知識から賢い解決法まで—（実務必携 Q&A シリーズ）★

5. 発刊書籍＜解説＞

「ストーリーと裁判例から知る 遺言無効主張の相談を受けたときの留意点」

遺言無効の論点に特化した解説が充実している。相談を受ける際の留意点、資料収集の方法、訴訟、訴訟後の対応まで事件処理の段階に応じたポイントが具体的に説明されている。参考書式や裁判例も掲載されており、実用性の高い本である。

「クレーマー対応の実務必携 Q&A—知っておくべき基礎知識から賢い解決法まで—（実務必携 Q&A シリーズ）」

具体的なクレームの文言や要求内容を挙げて、それが正当なクレームか不当なクレームかが解説されている。そして不当なクレームに対する個別具体的な対処法及びその法的根拠が述べられている。平易な言葉で説明されており読みやすい本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。